

●記入上の注意●

【1. 誓約事項】の欄は、5カ所すべてにチェックを入れてください。

【4. 対象となる高校生等】の欄は、次によって記入してください。

- 現在在学している高等学校等の在学期間等について、記入してください。
- 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

【5. 生計維持者の収入等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- 生計維持者とは、
 - A. 生徒に父母がいる場合
当該父母とします。収入の有無等にかかわらず、両親がいる場合は両親2名。ひとり親等の場合は、父又は母のみ。
 - B. 生徒に父母がいない場合
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者（主たる生計維持者）とします。
- ①「生計維持者（原則父母）2名」に該当するときは、父母両方の課税証明書等を提出してください。
- ②「生計維持者1名」に該当するときは、父又は母の状況を確認の上で該当する□に☑をし、課税証明書等を提出してください。
- ③「生計維持者（原則父母）2名」以外の場合は、理由欄の該当する項目を選び、□に☑をしてください。「就学に要する経費を生計維持者に求めることが困難なため」「その他」に該当する場合は、その理由を記入してください。
- ④「主たる生計維持者1名」又は⑤「対象となる高校生等本人」に該当するときは、生徒本人または生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を提出してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持している者がいるかどうかについて確認するため、健康保険証について記入してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

※主たる生計維持者の実態が、健康保険上の扶養関係と一致していない場合はお問い合わせください。

- ⑤「対象となる高校生等本人」に該当する場合には、生徒本人の課税証明書等を提出してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいないことを確認するため、健康保険証について記入してください。

※「生計維持者全員の県民税・市町村民税の所得割額の合計が264,500円未満で扶養する子が3人以上いる世帯」に該当する場合は、当該生計維持者に係る扶養親族申告書（様式9）を課税証明書等とともに提出してください。

●留意事項●

- 過去に国公立を問わず高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- 2校以上の高等学校等に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- 不正に高校生等奨学給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- 提出していただいた申請書類は返還しませんので、ご了承ください。